

平成22年度第9回年金業務監視委員会

平成23年2月16日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、ただいまより、第9回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、草野委員につきましては、本日所用のため、欠席されております。

本日は、新聞等でも取り上げられ、また、当委員会でも大変に関心を持っております運用3号の取扱いについて、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

それでは、最初に説明をお願いします。

【橋本事業管理課長】 年金局の事業管理課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。本日御説明いたします、いわゆる運用3号と呼んでおります取扱いは、昨年の12月15日付で通知を発出いたしまして、本年1月1日から実施されております。現段階では、御本人や配偶者の裁定請求、あるいは年金相談などを契機といたしまして、年金事務所や年金相談センターなどに御相談に来られた方から、順次この扱いをさせていただいております。私どもとしては、その中でいろいろこの問題の実情を逐次把握しながら、今年の秋に予定しております一斉抽出ということに向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

それでは、お手元の資料1をまず御覧いただきたいと思っております。運用3号に関する経緯等についてという資料でございます。まず1ページ目には、「第3号被保険者制度」の概要と「不整合記録」の発生ということを書いてございます。

まず(1)としまして、第3号被保険者制度の概要ということで、いわゆるサラリーマンとして働いておられる第2号被保険者の方々に扶養されている配偶者というのが第3号被保険者ということで、昭和61年4月からこの制度が施行されております。この期間につきましては、保険料納付済期間という扱いになりまして、将来の年金額に反映されるという取扱いになっております。第3号被保険者になるための届出は、第2号被保険者の会社等を経由して提出されるということになっております。

そして、第3号被保険者でなくなる場合ということで、六つほど並べてございますが、代表的なものとして、1番、2番申し上げますが、一つ目としまして、配偶者である第2

号被保険者の方が被用者年金制度の資格を喪失しまして第1号被保険者となる場合は、第3号被保険者も第1号被保険者になるということでございます。それから、第3号被保険者の収入が年収130万円以上に増加したことによって扶養から外れた場合も、第1号被保険者となってまいります。そのほかにも、幾つか第3号被保険者でなくなる場合はございますが、説明を省略させていただきます。

おめくりいただきまして、2ページ目のほうに参りますが、(3)としまして、「不整合記録」の発生というところでございます。先ほど御覧いただいた事由に該当した場合に第1号被保険者になっていただかなければならないわけですが、その手続は、第3号被保険者の御本人が、市区町村の市役所、あるいは町村の役場で行うということにされております。この手続につきまして一定の周知は行ってまいりましたが、実態としては、第1号被保険者となるための手続は行われずに、不整合な記録となっているケースが数十万人、場合によっては100万人以上に上る可能性があるということでございます。

この数字の意味でございますけれども、昨年1月でございますが、こういった先ほど見ていただきました①、つまり、この2ページの絵で参りますと、下のほうにケース1、ケース2ということがございます。ケース1が、先ほど説明した①に当たるものでございますが、配偶者の方のほうで第2号被保険者から第1号被保険者に変更された、そのときに、本来その配偶者の被扶養配偶者の方も3号被保険者から1号被保険者に変更していただく、その届出をしていただく必要があるわけでございますが、その届出がなされずに、そのまま届出が忘れられて3号被保険者のままでいるという一つのケースがございます。こういったケースと、それから、右側のケース2で、配偶者の方の被扶養配偶者であった方の収入が130万円以上に増えて1号被保険者とならなければならない、そういったケースの届出がなされずに、そのまま3号被保険者のままであるというケースもございます。この二つのケースを見比べていただきまして、左側のケースに当たるものが、昨年の1月のある時点でとらえたときに、こういった配偶者同士で1号と3号という、本来制度が想定されていないような組合せになっている年金記録が103万件あるということが把握されたところでございます。ある一時点でとらえたものですので、その翌日には正しい届出がされて本来の記録に戻っているというケースもございますので、この103万件のケース全てが不整合な問題ある記録ということには必ずしもなりません。ただ、全体としてそれだけの数があるということは、おそらく、そういった瞬間的な部分を除いたとしても、やはり問題のある不整合期間は相当長い、一定の期間あるケースというものが数十万件の単位であると

いう推測がなされたところでございます。

また、右側のケース2という形のものについては、現時点でこれに当たるものはケースとしてどのくらいの数あるのかということは私どもも把握できておりませんが、この左側のケース1と同程度の数があるということも懸念されるところでして、こういったことを考え合わせますと、不整合な記録となっているケースが両方合わせて数十万人、場合によっては100万人以上に上るかもしれない、そういう懸念を抱いているという意味で、このように書かせていただいています。

続きまして、資料の3ページに移らせていただきます。発生した「不整合記録」を是正するための取組ですが、従来の取組ということで、時系列で線が引いてございます。その線に沿いまして、①から④の説明がございまして、以下簡単に申し上げたいと思います。まず昭和61年4月から第3号被保険者の制度が始まっておりますが、その準備段階としまして、旧国民年金法の任意加入者に対して、昭和61年1月末までに現況届を提出するように勧奨して、その方々に第3号被保険者になっていただいたわけでございます。

その後、昭和63年、平成3年、平成5年、平成7年の四つの時点で、該当者に種別変更の届出を勧奨しております。いわゆるワンポイント勧奨と呼んでおりますが、平成10年までの間においては、行政の取組がほとんど行われずに、言ってみれば、もともとはこの第3号被保険者から第1号被保険者になっていただくべき方が、届出を行わなかったというところに最初の出発点があるわけですが、届出がなされなかったときにバックアップをすることで行政の役割が出てくるわけですが、そういった十分な実態把握が行われず、継続的な、組織的な対策が行われていなかった期間、これが平成10年頃まで続いたということでございます。

続きまして、③でございますが、平成10年4月から現在に掛けては、種別変更の届出がなされていないことが判明した場合、その都度勧奨をしております。一つ目として、アでございますが、3号の配偶者である2号被保険者の、退職などによる資格喪失情報に基づく種別変更を勧奨する。それから、イでございますが、協会けんぽと共済組合からの、3号自身の被扶養配偶者としての削除情報に基づく種別変更の勧奨というのがございます。

それから、その後、平成17年から現在にかけては、上記のア・イともに、勧奨後も未届けの場合には、職権による種別変更を実施しております。そういう意味で、上の絵で申しますと、平成10年から17年の間は、勧奨は行い、ただ、職権による種別変更という取組は行ってこなかった、行政の対応が不十分な期間というふうな位置付けがされるかと思

います。平成17年から現在にかけては、職権による種別変更を実施しておるところでございますが、*で書いていますように、ただし、この被扶養者の削除情報につきましては、健康保険組合からは、現在も入手できる状態になっておりません。と申しますのも、組合健保というのは医療保険者ですが、年金保険者ではございませんので、医療保険の被扶養を外れたという情報を、年金の基礎年金番号のほうと結び付けることができませんので、年金の被保険者に係る情報として、日本年金機構に提供いただくということが現状ではできていないわけです。

それから、もう一つの*でございますが、住所が不明である方、この方については、こちらから勸奨状をお送りしましても、また年金機構に返ってきてしまうということで、勸奨も、職権による種別変更も行えていないという状況でございます。

こういう不整合記録を是正するための取組を従来やってきたわけですが、今後の取組としまして、まず①ですが、現在「不整合記録の抽出システム」を開発中でありまして、今年秋から該当者を一斉に抽出して、事前のお知らせを行った上で、3号から1号への職権による種別変更を行いまして、保険料の納付を求めてまいるということでございます。先ほどの左側のパターンと右側のパターンと図で示したものがございまして、左側のパターンでいきますと、社会保険オンラインシステムで管理しております、この絵で言えば奥さんの国民年金記録とだんなさんの被用者年金記録を照合しまして、だんなさんのほうが厚生年金の被保険者でなくなった後も、奥さんのほうが3号のままになっていないかどうかを確認する形で抽出いたします。また、右側のパターンにつきましては、社会保険オンラインシステムで管理しております奥さんの国民年金記録とだんなさんの医療保険の被扶養者記録を照合いたしまして、奥さんのほうが被扶養者認定を解除された後も3号のままになっていないかどうかを確認するということにより抽出いたします。そういった形で抽出を行って、保険料の納付を求めてまいるということでございます。

それから、②としまして、健康保険組合から被扶養者の削除情報を入手できるように調整し、届出勸奨なり、あるいは職権による種別変更を行っていくといった調整を今後行っていきたいと考えております。

また、被保険者につきまして、基礎年金番号と住民票コードのひも付けを進めまして、正確な住所を把握し、住所が不明であることで勸奨や職権による種別変更ができないという状態を解消してまいりたいと考えております。

続きまして、4ページ目のほうに参ります。今後の取組によって生じる影響でござい

す。今御説明したような取組を今後進めてまいるわけですが、従来どおりの対応方針のもとで今申し上げたような取組を進めた場合に、どのような事態が想定されるかということです。

まず一つ目の○ですが、「不整合記録」が発見された者につきましては、当該第3号被保険者としての記録を第1号被保険者としての記録に訂正いたします。これにより、当該「不整合期間」は、第1号被保険者としての未納期間になります。

まず、受給権者については、第1号被保険者としての未納期間になった分だけ減額再裁定を行い、過払いとなった年金については返還を求めることとなります。

それから、被保険者については、保険料の時効が到来していない直近の2年分については納付を求めることとなります。2年以上経過した期間については、保険料の時効が到来しておりますので、第1号被保険者の未納期間のままということになり、将来の年金給付に反映されなくなります。

その結果、給付の減額、過払い金の返還、年金の見込み違いということが本年秋に数十万件、場合によっては100万件と先ほど申し上げましたが、そういった件数が一気に発生するわけでございます。場合によっては、受給資格期間である25年に足りないということで、無年金となる方も出てくる可能性がございます。非常に多くの受給権者なり被保険者が予期せぬ形で老後生活の安定、将来の生活設計を損なわれるということが懸念されます。

その場合、年金事務所等には、下に掲げてございますような、例えば、受給権者からであれば、「裁定のときに確認したのに、なぜ今ごろになって突然年金を減らされるのか」といったクレーム、あるいは、被保険者からであれば、「納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納となるのか」、あるいは「ねんきん特別便やねんきん定期便に書かれていることと違うではないか」といったクレーム、こういったことが一気に寄せられるということが予想されまして、対応のトラブルの発生による混乱は不可避と考えられます。

こういった事態に対しまして、法改正をもって対応するというのも一つ考えられるわけですが、このもとになっております第3号被保険者制度の在り方そのものが議論の対象になるということが想定されますので、改正内容の調整や実現には多くの時間を要し、その間にも、現在の不整合な状態への対応が遅れてしまうというふうに懸念されております。

こういったことが影響として考えられるわけですが、昨年1月に、先ほど申し上げたように、非常に多くの不整合記録があるということが分かりまして、昨年の2月から3月

にかかけまして、この問題について年金局で対応案を検討して、年金記録回復委員会という厚生労働省に設置されております会議、その中の実務家委員等で構成された検討会という場でいろいろ議論をしていただきました。その上で、年金局が作成しました対応案を、検討会での各委員の意見と合わせまして、当時の厚生労働大臣に御説明をし、原案どおりの了承をいただいたところでございます。その上で、昨年3月末ごろに開催された公開の年金記録回復委員会で対応案を説明いたしまして、議論いただいた上で了承を得たということで、その下に書かれております運用3号という取扱いをするに至ったわけでございます。

そこで、4番目としまして、混乱を回避しながら将来に向けた是正を徹底するための現実的な対応策としての運用3号の概要ということで御説明いたします。

まず運用3号の中身でございますが、①としまして、受給権者は、既に年金が裁定されていることから、現状を変更しないというものでございます。それから、②としまして、被保険者は、将来に向けて第1号被保険者に種別変更し、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しない。2年分につきまして保険料の納付を求め、それよりも前の期間につきましては、現状を変更しないということでございます。

それで、(2)としまして、現行法との関連での位置付けでございますが、運用3号は、「現状の年金記録を変更せずに尊重する」という手法ですので、現行法に基づく第3号被保険者制度の枠内で運用を実施するものでございます。新たな区分を創設したりするようなものではございません。現行法を運用していく上で、国民の生活実態と年金記録というものは完全に一致しているということが本来の姿ですが、実務上はどうしても限界がございまして、現実の問題として、国民の生活実態と整合しない年金記録というのはやはり多数存在しております。そのような場合に、両者を完全に一致させるべく徹底的に整合性を追求するというのも一つの対処方法でございますが、他方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合に、あえて国民に大きな負担を強いることなく、これまでの届出の結果を尊重して、整合性の追求を一定範囲にとどめるということも一つの対処方法でございます。これは年金制度を運用していく上での裁量の範囲で許されるもので、通知により今回の対応を行うこととしたものでございます。

この仕組みにつきまして、とらえ方としまして、法令の規定どおりに届出をされた方から見ると、公平性の面での御批判がございまして、しかしながら、従来どおりの対応方針とした場合に、多数の無年金者や低年金者を発生させるということになりますので、その方々の老後生活の安定を損なわせるというのは、もっと大きな問題であろうというふうに思っ

ております。また、そのような事態を避けるために不整合記録の問題への取組を先送りするということも不適當であろうということで、現実的な対応策ということでさせていただいたものでございます。

幾つか（４）に掲げておりましたような論点があるかと思えます。一つは、３号特例届との関係でございますが、３号特例届は効力がさかのぼらず障害給付等の納付要件に含まれないが運用３号は納付要件に含むというのはおかしいのではないかというふうな指摘がございます。３号特例届の場合には、届出によってある時点で「１号から３号に変えた」ということの効力が過去にさかのぼらないということであるのに対しまして、運用３号の場合には、「３号である」という年金記録を過去も未来も動かさず継続するというところの違いがございます。

それから、年金確保支援法案という法案がございますが、現在継続審議になっております。この法案が成立したら、運用３号の対象とする期間を10年以上経過した期間に限定すべきではないかというふうな議論もあろうかと思えます。これにつきまして、先の臨時国会におきまして3年の時限措置ということで修正された上で、継続審議となっております。不整合記録の判明するタイミングによりまして、2年以上前の期間が運用３号の対象になる方と10年以上前の期間だけが運用３号の対象になる方に分かれてまいるということになりますと、また別の不公平感が発生するという問題点があるかと思っております。

それから、三つ目としまして、「３号期間でなく、カラ期間や免除期間とすべきではないか」というふうな指摘もがございます。先ほど申し上げましたように、運用３号というのが今ある年金記録をいじらないという手法であるのに対しまして、カラ期間であるとか免除期間のほうに積極的に変えていくということになりますと、これはなかなか難しいという面があるかと思っております。

（５）でございますが、不整合記録の是正の取組と運用３号の実施期限ということでございますが、まず第１段階といたしまして、本年１月から裁定請求なり相談等を受け付けた方について対応させていただいております。昨年の12月15日に通知を発出いたしましたので、その時点以降受け付けたものにつきましては、昨年の12月中の受付につきましても取扱いを保留しておりましたので、昨年の12月15日から今年の1月30日までに受け付けた分の数でございますけれども、運用３号に該当する方の数は2,331人と把握いたしております。その方々の細かい内容につきましては、現在精査中でございます。

それから、第２段階でございますが、今年の秋に不整合記録を持っている方を一斉に抽

出して、記録を訂正し、過去2年間分の保険料を求めるという取組を行ってまいります。

それから、第3段階といたしまして、従来の取組に加え、健康保険組合から被扶養者削除の情報提供を受けまして、届出勧奨なり職権適用を徹底してまいります。あわせて、住民票コードとのひも付けも推進してまいります。※にございますように、不整合記録の発生を抑制するための方策については、実施可能なものから逐次実施を検討してまいりたいと思っております。第3段階まで実施した上で、一定期間経過後に、新たな不整合記録が発生していないかどうかを検証し、その上で運用3号の取扱いを継続する必要があるかどうかということは今後判断してまいりたいと思っております。

時間も限られているようでございますので、もう一つ、資料2ということでQ&Aも用意しておりますが、こちらについての説明は省略させていただきます。

ただいま御説明しましたとおり、この問題のもともとの発生原因は、第3号被保険者であった方がきちんと届出をされなかったということにあるわけですが、同時に、届出をしなかったときにバックアップをすべき行政の届出勧奨や職権適用といった対応が不可欠であるにもかかわらず、それが徹底しないまま今日に至ってしまったというところに大きな問題がございます。したがって、全て届出を忘れた御本人の責任というふうに割り切ってしまうのはなかなか酷でありましょうし、その一方で、届出をきちんとされた方とのバランスを考えますと、御本人にも一定の範囲で御負担をいただく必要があります。その微妙なバランスをとるといえることが必要でございます。

運用3号に対する御批判としまして、「第3号被保険者でなくなったら届出義務があるので、本人が届出を怠った以上は自己責任であって、どのような不利益も甘受すべきだ。場合によっては無年金になるのもやむを得ない」、こういった批判が考えられます。しかし、実際には様々なケースがあります。例えば、だんなさんがサラリーマンから自営業者に転職しましたけれども、奥さんの専業主婦としての生活実態に変化がないというふうなことであった場合に、だんなさんの転職に伴って奥さんの年金についても手続が必要だということになかなかお気づきにならないケースもあろうかと思えます。また、だんなさんのほうが厚生年金が適用されているいわゆる適用事業所のサラリーマンから厚生年金が適用されていないいわゆる未適用の法人事業所ですとか、あるいは5人未満の個人事業所のサラリーマンに転職されたような場合、だんなさん御自身、サラリーマンであることには変わらない、その中での転職なわけでございますが、その場合に奥さんのほうの専業主婦としての生活の実態に変化がないときに、このだんなさんの転職に伴って奥さんのほうの年金

についても手続が必要ということにお気づきにならない、そういったケースも考えられます。行政としてのバックアップが不徹底だったという事情も考えましたときに、今からでも保険料を払うことができる過去2年以内の期間のところで責任を果たしていただくというのが常識的な線ではないかというふうに考えた次第でございます。

もし仮にこの運用3号の措置を講じないままで今年の秋の一斉抽出ということを行った場合には、先ほど御説明いたしましたように、年金事務所や年金相談センターのほうにクレームが殺到して大きな混乱が生じると考えられますので、一斉抽出を行うこと自体が現実的に困難で、やはり問題を先送りせざるを得なくなるだろうというふうに考えております。しかしながら、それがあべき対応かということになりますと、もしそうすれば、御本人たちも何もお気づきにならないまま日を重ねるごとに、不整合記録はどんどん拡大してまいります。将来、裁定請求のときになって、御自身が無年金になってしまうということを知って愕然とされる方があちらこちらで発生するということになります。届出を忘れた御本人にも責任が全くないというわけではございませんけれども、これは余りにも酷ではないかということで、国民生活のことを考えていないという厳しい御批判を受けることになるのではないかと考えております。

年金制度の将来を展望したときに、いわば負の遺産とも言うべきこの「不整合記録」の問題への対処を先送りするということは、最も戒めるべきことと考えております。微妙なバランスをとりながら、かつ、問題を先送りせずに、迅速に対応するための措置が今般の運用3号でございまして、そのように御理解をいただきたいと存じます。

第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面において行政努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講ぜざるを得なくなった点につきましては、おわびを申し上げまして、今後は類似の事案の再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

内山政務官は、別件の公務のため、まもなく退席されます。ここで内山政務官より御発言がございました。よろしくお願いいたします。

【内山政務官】 後ほど戻ってまいりますけれども、今御説明いただきました資料1の4ページの、今後の取組によって生じる影響というところの、太く書いてあります、年金事務所棟に苦情が一気に寄せられ、大量のトラブルの発生による混乱は不可避、受給権者

の場合、裁定時に確認したのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのかという、ここについてちょっと質問したいんですけども、年金を裁定請求するときというのは、配偶者の年金加入記録というのを確認するはずですよ。いかがですか。

【町田国民年金部長】 確認いたします。

【内山政務官】 そのときに、なぜ請求者の3号が間違っているということを気が付かなかったんですか。

【町田国民年金部長】 平成9年1月から基礎年金番号が導入されましたが、それまでは各制度ごとに手番で管理をされておりました。そういう面から、配偶者の方と奥様である3号の方とのひも付けというところが必ずしも十分ではなかったというところがございます。その上で、平成9年1月から基礎年金番号が導入されて、そこで初めてひも付けができたということですので、現段階において新たに受給される裁定請求のときのチェックの中で漏れが出てくるということは、基本的にはないかと思っております。その以前の部分で相当あるのではないかと思っております。

【内山政務官】 今ちょっと資料をお配りしておりますけれども、通算年金通則法第4条の通算年金期間と、それから、1号、2号、3号の国民年金の被保険者、さらには、61年4月以降の新法の合算対象期間と、こういうものを今旧法・新法まぜて受給資格を見るときに使うわけですけれども、昭和36年4月から国民年金ができて、昭和61年4月に新法ができたわけですけれども、ちょっとパネルはありますか。

見えるように、パネルを作ってきました。国民年金が昭和36年4月にスタートしているわけです。サラリーマンの妻というのは、夫が厚生年金や共済に加入していると、任意加入であります。ですから、任意加入の場合には、カラ期間として、通算対象期間として25年の中に入れるわけですね。そして、昭和61年4月から国民年金の種別が1号、2号、3号と変わったわけです。これは、サラリーマンの妻、お渡しした資料の3号被保険者というのは、サラリーマンで、厚生年金や共済に加入している人たちの期間が3号になる。ですから、ここの私が先ほど指摘した受給者の場合には、この昭和61年4月以前でも、カラ期間として見る場合には、配偶者の期間を見ているはずなんです。そうですよね。ですから、その段階から、例えば、カラが25年あった。そして、昭和61年4月から第3号被保険者期間が1年でもあった。そうすれば、全く納めなくて1年分の国民年金が受給できる。それは、ですから、9年1月1日に付番をしたからしないからといって、この確認というのは現場ではできていたはずなんです。現場で確認を怠っているからこそ、こういう

ふうには年金の裁定をしてしまったんじゃないんですか。

だから、これを現場でミスをしたにもかかわらず、この現場のミスを覆い隠すような処理じゃないですか。これは行政の怠慢、行政のミスを自ら覆い隠す、運用3号という法律だと思いますよ。そこをちょっと答えていただけますか。

【橋本事業管理課長】 これまでの行政の取組の不徹底ということが、今回の措置をとらざるを得ないのではないかというふうに考えまして、今政務官のほうからおっしゃっていただいたような、裁定請求に際しての対応ということ、あるいは、これまでの年金記録の管理そのもの、あるいは年金相談その他での中での対応、そういったもろもろ、全て含めまして、そういった過去の経緯というものを踏まえて考えたものでございます。

【内山政務官】 ですから、現場で、この運用3号に該当する人は、今何人受給しているんですか。

【橋本事業管理課長】 先ほど103万人ということをお知らせしましたが、受給者の方が全体として何人いらっしゃるかというところにつきましては、これから抽出に向けた準備をしていく中で把握をしてみたいと思っております。

【内山政務官】 でも、実際には分かっているんでしょう。770人というのはどんな数字ですか。

【橋本事業管理課長】 770人と申しますのは、昨年12月15日に通知を发出した後、今年の1月7日までの時点におきまして、運用3号に該当すると判断された方の人数でございます。裁定請求で来られた方とか、各種の相談、届出書の提出などで来られた方ございまして、それに今時点の直近の数字と申しますか、それで申し上げましたのが、先ほど2,331人と申し上げた数字でございます。

【内山政務官】 続けてすみません。私は何がおかしいと思っているかと言いますと、現場で年金の裁定請求をするときには、昭和36年4月から国民年金ができて、当時はサラリーマンの妻は国民年金には任意加入、その任意加入のカラ期間を使って年金を受給する人はたくさんいたわけですよ。それから、昭和61年4月、新法になって、1号、2号、3号になって、それぞれの期間を確認するときも、配偶者と請求者の記録を突合して、本当に3号であるのか、それからカラ期間が正しいのか、現場ではそういう確認をして、年金の裁定をしているはずなんです。それが現場で確認の仕方が間違っていたから、こういう間違いが生じたんじゃないんですか。

だから、そこはやはりコンプライアンスとしたら、間違ったときにすぐ気が付いたら直

すというのが当たり前だと思うんですけどね。こういう何か取って付けて、組織ぐるみでこういう行政の不手際を隠すような形に私は思えてならないんですけどもね。これは国に損害を与えるんじゃないんですか。保険料を払っていない人の年金を払う。国民年金で1年間払えば、年金額で2万円になりますよ。こういう将来に渡って年金の保険料を払わない人たちを裁定した行政の担当者のミスじゃないですか。これはやはり行政のミスとして弁済すべきじゃないんですか、こういうのは。私はそんなふうに思うんですけどね。

【郷原委員長】 では、私のほうから。

最初に聞いておきたいんですけども、そもそも今回のこの運用3号という取扱いは、年金局長の通知として行われたわけですね。

【橋本事業管理課長】 正確に申し上げますと、年金局の事業企画課長と事業管理課長の連名通知でございます。

【郷原委員長】 局長ではないんですか。

【橋本事業管理課長】 はい。

【郷原委員長】 まず、法的にそもそもこういう扱いが可能かという問題と、妥当かどうかという二つの問題があると思うんですが。先ほどの説明によると、今回のような措置は、年金記録を尊重するという観点から、裁量の範囲内で許されるという考え方がとられているようなんですけども、これは記録の問題ではなくて、実体的に本来年金の受給の要件がない人に払うということですから、これを記録の問題として扱うこと自体が全くおかしいと思うんですね。まず、そもそもどうしてそういう考え方ができるのかということの説明していただきたいんですが、いかがでしょう。

【橋本事業管理課長】 先ほど来申し上げましたように、今般の措置というのが、第3号被保険者の不整合記録に係るもろもろ特有の事情を先ほど御説明いたしました。そういった事情を勘案いたしまして、年金受給者等の信頼保護という観点から、今の年金記録を尊重するという手法で行うものでございます。

国民年金法の規定に基づいて考えるのならば、原則として実態に合わせて記録を訂正していくということになるかと思いますけれども、この第3号被保険者の不整合記録につきましては、先ほど御説明しましたように、旧社会保険庁におきまして、法律上正しくは第1号被保険者の期間であるにもかかわらず、第3号被保険者の期間であるということで年金記録を管理をしまっていました。また、年金の裁定なり、あるいは年金の相談なり、ねんきん特別便・ねんきん定期便、こういったものによりまして、国民にそれを表示して

まいりました。こういった点につきまして、被保険者の側にも、法律上の義務である届出を行っていないということで、責任の一端はあるわけですが、旧社会保険庁におきまして、この間届出がなされていない場合にそれをバックアップし、この被保険者の記録を適正なものにするという努力を怠ってきました。

【郷原委員長】 時間ももったいないんで、同じ説明をしてもらう必要はないんですよ。私が聞きたいのは、年金支払の実体要件の問題なのに、なぜ記録の問題として扱えるのかということを知りたいんです。

記録というのは、先ほど言われたように、年金記録を変更せず尊重するというのは、正しい記録を尊重することであって、間違った記録を尊重していいということがどこに書いてあるんですか。しかも、年金記録回復委員会です承を得たということ強調されるんですけども、年金記録回復委員会の目的は、記録を正しく訂正することによって権利を確保するということじゃないんですか。誤った記録を尊重することによって、払うべきではない年金を払う、そういったことを認める権限は、私は年金記録回復委員会にはないと思うんですけども、その点について端的に教えてください。

【橋本事業管理課長】 年金給付は、年金記録に基づいて算定をするわけでございます。先ほど申し上げましたような様々な事情を考慮いたしまして、年金受給者等の信頼保護という観点から、記録の訂正を行わないということにしたものでございますので、そういった形で結果として年金給付がなされるということになってございます。

【郷原委員長】 記録の回復をしなければ、その記録が実態に反している場合でも、それに基づいて払うことは問題ないという見解をとっているということですね、厚労省として。

【橋本事業管理課長】 先ほどの資料で申し上げましたように、記録の中身と生活実態というものが完全に一致しているということが最も望ましい姿でございますが、ある場合にはそれを徹底的に追求するところまで至らないという場合もやむを得ないのではないかとということでございます。

【郷原委員長】 もう一つ、実質的な妥当性の問題についてお聞きしたいんですけども。そもそも年金制度というのは、国民と国との間の信頼関係で成り立っているんだと思うんですね。被保険者の側も、自らの権利を守るために、フェアに対応して、自分の権利を守るのに必要な届出をするということが行われて、初めて年金制度が維持できるんだと思うんですよ。今回の場合は、そういう面で、正しい手続をした人の中には、大幅に年金

を減額されたり、無年金になったりという人もいますよね。今まで既に裁定された人、それをきちんと手続をしないで放っていた人、そういう人がたくさんいるから、窓口でそういう人たちがたくさん押しかけたら混乱するから、役所が困るからということで、そういう人たちは救済しましょうと、そういうやり方だと思えますよ。そういうやり方を一回国が行ってしまったら、今後、まともに届けないといけないというモラルは失われてしまうんじゃないんですか。その辺りはどう考えたんですか。

【橋本事業管理課長】 今委員長のほうからおっしゃっていただいた、既にもう記録訂正がなされて、1号未納期間という形で処理がなされているという方との公平という観点からの御指摘、まことにもっともな御指摘だと思います。私どもとしても大変悩んできたわけでございますけれども、こういった場合に、仮にこの運用3号と同じような形で取り扱うということになってまいりますと、既に記録訂正された方についても、いったん正しい本来の姿にされている年金記録というものを、もう一回過去に巻き直して、誤った3号記録というものに元に戻すということをせざるを得なくなると思います。

最初に御説明しましたように、今般の運用3号の取扱いをさせていただきましたのも、今現在進行形で、本来なら1号被保険者になるべき方が第3号被保険者のままという状況で、保険料のお支払いをされていない状態の方がたくさんいらっしゃる、そこを一日も早く是正したいということからさせていただくものですが、今申し上げたような、1号の正しい記録になっている方をもう一度3号の誤った姿に戻すということをしますと、ある意味、運用3号が不整合な記録を是正していく上でのやむを得ない措置として考えたものという目的と反対の方向に向いてしまうのではなかろうかというところを大変懸念いたしております。

それから、もう一点、届出をしないほうが得ではないかというモラルハザードの問題を御指摘されたかと思えます。仮に今こういった措置が講じられるのならば届出をしないでおこうということで、思った方が仮にいらっしゃったとしても、平成10年以降、勸奨ということをしておりますし、また、平成17年以降、職権適用ということをやっております。そういった網の中に、大半の方については引っ掛かってくるものと思っております。

【郷原委員長】 私から、もう一点だけ聞かせてもらいます。今言われたように、無年金者になってしまう人が将来の生活が成り立たなくなってしまうというのは、確かに大変なことだと思います。しかし、これまで年金に関して発生してきた問題の中の、例えば、「消えた年金」と言われるような問題というのは、保険料を払っていたのに、その払って

いた分の年金がもらえなくなるかもしれないという問題だったと思うんですよ。今回の問題は、保険料は払っていないんですよ。払っていないんだけど、恩恵として、将来年金がもらえるはずだったんだけど、残念ながら届出をしていなかったからもらえなかった、そういう問題なんですよ。私は全く性格が違うと思うんですよ。

今のモラルハザードということから言わせていただくと、今日お配りしているのが1週間ほど前に私のところに届いた被保険者の方からの手紙です。ここに書かれているように、この人は、自分の退職と同時に、奥さんと一緒にきちんと3号から1号への変更の届出をしたということです。そういうきちんと届出をした人間の立場からすると、もう今回の措置は考えられないと驚いているわけですよ。そんなことだったら、放っておけばよかった。

今年の秋に一斉調査をされるということだけれども、それだって全部カバーできるなんていう保証は全くないんですよ。少なくとも住所が分からない人間なんて捕捉のしようがないし、そのまま放っておけば、最終的には2年分だけを払えば、これから先も何年も保険料を払わないでいて年金がもらえる可能性もあるわけですよ。そういったことに関して、国民の納得が得られるとは、私は到底思えません。また、これからほかの委員からもいろいろ質問があると思いますけれども。

【橋本事業管理課長】 住所不明者の問題、私どもとしてもまことに悩ましい問題と思っております。ただ、住民基本台帳のほうの情報とのひも付けということ、あるいは、今般政府で議論されておりますような税・社会保障の共通番号というふうな新しい仕組み、こういったものの中で、正確な住所の把握というものが従来よりも進んでいくということを考えながら、また、そういった対策を講じながら、永続的にこういった運用3号のような取扱いを行っていくのではなくて、やはり一定の区切りのところでけじめを付けていくということではないかと思っております。

【吉山委員】 御丁寧な御説明、どうもありがとうございます。三点質問させていただきます。

まず資料の6ページ、③のところに、カラ期間や免除期間は、法律上その要件が明確に定められているので、法令の根拠なしに変更することは困難とあります。では、3号の要件はというと、2号被保険者の被扶養配偶者であることとなっていますよね。一つ目として、連れ合い、大体夫ですけども、それが2号被保険者であること、2番目として、被扶養、つまり、収入がなくて扶養されていること、3番目、配偶者という要件がきっちりなされています。

今回のこの処理というのは、まず夫が退職していると、2号ではないですよ。一つ目の要件、これが駄目という人もいます。扶養されていない、年収が130万を超えた人、被扶養者ではないという、要件をここでも外れる人がいます。そして、離婚している方は、配偶者から外れますよね。これの法的根拠がないのに、3号という形をとるということが非常に不思議ではないので、もしそれでいくんだったら、運用カラ期間とか、運用免除期間とか、そういうことも考えられるのではないかと思っている次第です。

二つ目の質問です。財源なんですけど、2号被保険者の入っている制度から、3号の年金分を拠出しようということになっていたと思います。そうすると、保険料を納めている2号がないのに、3号に年金を払うというのは、財源的に無理が生じるのではないかと思います。

そして、三つ目の質問なんですけれども、4ページのちょうど真ん中ぐらいの太字部分、非常に多くの受給者、被保険者が予期せぬ形で老後生活の安定、将来の生活設計を損なわれる、これを阻止しようというのは非常に重要なことなんですけれども、既に昨年のように、3号ではなかったということが発覚し、正しい1号記録になったがために、未納であったり、または免除になって、もらえる年金が減るといった人もいます。そういう方たちがいきなり予期せぬ形で、「あなた、これ、3号じゃなかったですよ」ということで、老後生活の安定と将来の生活設計を損なわれるということが発生していると思いますので、その点どうお考えか、教えてください。

【橋本事業管理課長】 まず一点目でございますけれども、いわゆる解釈論の中でカラ期間なり免除期間というふうな形にすることはできなかったのかということかと思えます。条文に沿って考えたときに、なかなか悩ましい問題なんですけれども、結局、最初に私が御説明した中で申し上げたように、運用3号の取扱いというのが、現状届出された記録を正しいというふうに取り扱って、そこから動かさないという取扱いの中で行うものであるのに対して、どうしても免除期間なりカラ期間なりということになりますと、その年金記録の中身を変える、改編するということになってまいりますので、そのところで果たしていかなものかという判断をしたということでございます。

それから、二点目の財源の問題でございますが、先ほど説明を省略させていただきましたもう一つの資料2、Q&Aがございます。こちらの17ページのところに、財源についての説明をさせていただいております。それで、下に参考ということで書いてございますが、この問題については、受給権者の中に不整合な記録の方が含まれているという問題と、そ

れから、被保険者の中に不整合記録がある方が含まれている影響と、二つに分けて説明させていただきます。

受給権者の中に不整合期間がある方が含まれている影響というのは、現在既にそういった不整合の期間がある分だけ、基礎年金の給付費の総額が本来よりも若干大きくなっているということでございます。その部分の基礎年金給付費は、基礎年金拠出金の仕組みを通じて、他の基礎年金給付費と同じ割合で各年金制度が負担して、最終的に保険料や税によって賄われております。

それから、18ページのほうに参りまして、被保険者の中に不整合期間がある方が含まれている影響ですが、被保険者の中に不整合期間がある方が含まれているために、本来1号被保険者としてカウントされるべき方の一部が、3号被保険者としてカウントされているということになります。したがって、基礎年金拠出金の仕組みを通じて被保険者数に応じて各年金制度が拠出する拠出金を負担する際に、被用者年金各制度の負担割合が本来の負担割合よりも若干大きくなっているということでございます。

ただ、これにつきましては、現在までこういう状態で来たわけでございますが、先ほど申し上げた、一斉に被保険者の記録を3号から1号に直すということをしてまいることによりまして、本年10月以降、職権での種別変更により、ここの負担割合がゆがんでいる問題については、多くの部分は是正されるものと思っております。

それから、三つ目の御指摘でございますが、先ほど委員長のほうからいただいた御指摘とも同じような御指摘をいただきました。やはり既に正しい記録に訂正されたことによりまして、その方にとってはまさに予期せぬ形で大きな打撃をこうむったというケースであらうかと思えます。そういった方に対して、同じような救済措置を講じなくてよいのかということとはまことに悩ましい問題としてあるわけですが、先ほど申し上げましたように、仮に、そういった方についても同じように取扱いをするということになってまいりますと、逆に、正しくなっている年金記録を元の誤った年金記録のほうに復元をするということになりますので、どうしても年金記録の正しい姿への是正を進めるための措置という本来の目的とは逆の方向に向いてしまうのではないかという点から、なかなか難しいものと思っております。

【郷原委員長】 今言われたことが全く分からないんですよ。いったん正しくしてしまったものは、もう誤った方向には直せない。しかし、誤った状態のものは、そのまま放置しておいてもいい。どこからそういう理屈が出てくるのか、全く理解できないんですが。

【高山委員長代理】 三つお話しさせていただきたい。

この運用3号に関わる問題は、私もかなり複雑な問題で、取扱いを最終的にどうするかというのはなかなか難しかったと思います。今日御説明があったような取扱いが最終的に決められたわけですけれども、今日の資料1の中には明示的な文章がなかったんですが、先ほど口頭で、これは局長以下の人たちが勝手に決めてやったわけではなくて、事前に政務三役、大臣に御説明をし、その指示を仰いだ結果こういうことにしたというご説明を受けました。

民主党政権に変わってから、官僚丸投げの政治はやめます、政務三役を中心に、政治主導で政策を立案、調整、決定する。そういう流れの中で、局長以下皆さんは、民主党政権の基本的な考え方にのっとり、政務三役に御相談申し上げ、いろいろな選択肢をお示しになったと思います。そして、大臣を中心とする政務三役の指示に基づいて、このような取組になった。先ほども口頭で説明がございましたけれども、大臣に御説明をなされ、原案どおり了承されたということです。まさに担当大臣が総合的に判断した上で、こうなさいとした結果が今日示されている。法律改正という形ではなくて、どういうわけか課長通知という形をとったということも含めて、大臣の指令に基づいて、ことがなされた。

第2点。先ほど吉山さんから質問がありました財源の問題です。資料2の最後の20ページにありますが、これは第2号被保険者の被扶養配偶者に当たる、通常よく専業主婦といわれる人たちですが、この人たちが1号か3号かという問題だけでなく、間接的に第2号に影響を発生させています。第2号というのはサラリーマン本人で、厚生年金または共済年金の加入者です。この運用3号のままだと、過去の基礎年金拠出金の計算に当たって、厚生年金のほうで、あるいは共済年金のほうで基礎年金拠出金を出すという形になっていたはずですが、最大で100万人分となります。第3号は全体で1,000万人強ですから、最大で1割弱です。その拠出金はどの程度の金額なのか。負担割合が若干大きくなっているという、質的な表現にしかかかっていないんですけれども、もっと量的にお調べをいただいて、共済年金及び厚生年金側で、もしこれが1号になっていたとしたら、どのくらい拠出金の金額が減ったのか、保険料にどのくらいの影響があったのかということを是非お調べになって、分かった時点で報告をお願いしたい。

それから、三点目ですが、今回の取扱いで一番私が気になっているのは、正直者がばかを見ると言われている点をどうクリアするかということなんです。それで、本来3号から1号に変わったときに、1号の手続をしなきゃいけない。気が付いた段階で手続をした。

しかし、過去にさかのぼることができるのは2年間と法律によって制限されている。2年以上の分については、保険料を納められないということで、未納扱いになってしまう。気が付いて正直にやった人と、今回の運用3号との違い。正直者がばかを見る、一番憤るところはまさにこの点です。

先ほどの資料1の2ページに概数というのがありまして、2番目のところ、第3号被保険者への種別変更、第3号から第1号の件数は、平成17～21年度で約369万件ありましたという数字になっている。これは届出の件数だけでして、その中身がよく分からない。そのうち過去2年間さかのぼって納めることができたけれども、それ以上さかのぼることができなかった人、結果的に未納扱いになって、年金が減額という形になっている人の数が分からない。要するに、この問題の深刻さを量で知りたい。100万人の人がもしかしたら大変なことになるという数字が一方にあるわけですがけれども、他方で、まじめに申告した、ただし、気が付いたのが遅かったために2年しかさかのぼれなかった、それ以上の分については結局未納扱いになって、年金が減額になっている。この2年以上さかのぼれなくて、未納になって、結果的に逆転現象が起こってしまう人たちのウエイトはどのくらいか。これも是非、調査なさっていただいて、分かった段階で、我々に報告をなさっていただきたい。以上です。

【橋本事業管理課長】 今御指摘いただきました点につきまして、今すぐに数字は持ち合わせておりませんが、いただきました点について検討させていただきたいと思います。

【村岡委員】 皆さんおっしゃっているのに大体私も同じ意見なので、繰り返しません。まず一点、先ほどのモラルハザードの件は、3号、1号だけではなくて、年金システム全体に対するモラルハザードが蔓延する可能性はありますよね。要するに、放っておけば、ほかでもいいことがあるんじゃないかと。それが非常に気になります。お答えは結構です。

それから、二点目は、ひょつとすると内山先生にお答えいただくのがいいかもしれませんが、これははっきり言いますと、行政の^{かし}瑕疵は後で行政が償ってくれるということですよ、これは、100万人だからですか。1人じゃだめなんですか。それこそ、1位じゃだめですか、2位じゃだめですかという話じゃないですけれども、これは、前例になりますよね。行政の^{かし}瑕疵で税金返してくださいなんて言ったって、そんなの返してくれませんよね。それは非常に気になるんですが。これもお答えは結構です。

それから、3番目、幾ら掛かるかですけど、仮に100万人無年金の人が年金をもらえるよ

うになって、極端な場合、仮に50万円とすると、5,000億円ですよ。そんなことにはならないのかもしれませんが、単純計算をすれば。要するに、100万人と先ほどおっしゃいましたけど、100万人が本当は無年金のはずが、これで救われると。年50万払えば、1年当たり5,000億円ですが、ちょっと大きすぎる金額のような気がします。

それから、最後、これは教えていただきたいんですが、無条件で、2年よりもっとさかのぼって払える人は払ってくださいとか、払えないのならば年金の額は減らしましょうとか、いろいろなオプションが考えられるような気がするんですが、そういうことはなしで、一律に2年分払ったら、あとはばあという、そういうことになるんですか。

【橋本事業管理課長】 それでは、ただいまの御指摘の三つ目の点でございますが、実際にどのくらいの金額の影響があるのかということについての今の数字は、現在は持ち合わせておりません。ただ、全員が全員、例えば、今先生がおっしゃったように、年間50万円分に相当するだけの影響額が出てくるということではおそくなかろうと思ひますし、被保険者について、その方々が一斉に年金受給者になるというわけではございませんので、そういった点は、基礎年金給付費全体として比較してみますと、おそらくそんなに大きなオーダーにはならないのではないかとこのように想像しております。

それから、最後の四点目でございますが、2年と申し上げておりますのは、国民年金保険料の消滅時効が2年ということで、2年以上経過いたしますと、お支払いいただきたくても払えないというふうになってしまいますので、やむを得ず2年というところに線を引いているわけでございます。

【村岡委員】 それについては、先ほど便利な言葉を拝見したんですけど、どこでしたか。裁量という言葉でおやりになっているようですけど、裁量ということできないんですか。

【吉山委員】 ありましたね。

【村岡委員】 裁量の範囲で許されるものでありとおっしゃっていますから、年金制度を運用していく上での裁量ですから、これは、年金制度を運用していくための裁量だから幾らでも裁量の仕方がおありになるんだろうと思ひんですが。正直に言いますと、非常に失礼な言い方をしますと、先ほど吉山委員からもありましたけど、あるときには法律を振り回して、あるときには裁量の範囲とおっしゃっているのは、一般的な素朴な国民の一人としては、非常に納得しにくいというか、理解しにくいんですが。

【橋本事業管理課長】 2年を超えてお支払いしたいというふうにおっしゃる方は、実

際問題としては大勢いらっしゃるわけなんですけど、どうしてもこれは債権が消滅してしまった後にお支払いをいただくということで、そのお金を受け取ってしまいますと、これはこれで、ある意味、受け取る根拠のないお金を受け取ってしまったということで、正しく収納することができない状態になってしまいますので、そういった取扱いはしないことといたしております。

【村岡委員】　　あまり繰り返しませんけど、支払う根拠のないお金を支払っていらっしゃるんですから、それぐらいは裁量の範囲じゃないんですか。

【橋本事業管理課長】　受け取れないお金につきましては、受け取ってしまうと、またそれで問題が起こるものですから、受け取らないようにということできせていただいております。

【岸村委員】　　私は市町村の職員なんですけど、少なくとも市町村現場のこの年金に携わる職員で、この運用3号という取扱いに関して歓迎する声は皆無だということは、まず承知をしておいていただきたいんですが、少なくとも、社会保険事務所の怠慢ということならまだ分かりますけど、これが行政の怠慢となりますと、市町村窓口も含まれるんですけど、基本的に3号から外れる理由が生じたときは、国民健康保険に移るとというのが通常なんです。扶養家族から外れた、あるいは、御主人が会社をやめた。そうすると、市町村の職員というのは、当然、国保と年金は連動していますので、1号被保険者の方の処理をするという役割を担っていますから、そこできちっと御説明すると、中には過去にさかのぼって記録を訂正して、もう3号ではないですよと、その苦情を受けつつ保険料をお納めいただいたり、こういった方の顔ですね。そうやってきちっとやられた方の顔が見えていて、本当の解決策なのかというのが最大の疑問でして、この説明にもあったんですが、今もらっている方に、これをそのまま1号に変えてしまうと大変な苦情が生じる。逆に、きちっとやった人の苦情も、もしかしたらそれ以上あるかもしれないということは、ここに書き添えていないんですが、これはまず置いておいていただきたい。

あと、問題の先送りは許されないんで、この運用3号が最も現実的な解決策だというふうに結論づけていらっしゃいますが、不整合問題をここで解決するんだという意味ではそうかもしれませんが、これはいわゆる根拠のない通知による措置をとることによって、過去の問題を新しい問題にすっかり塗り換えてしまう、新しい問題を持ち込んだというふうに、私などはそのようにしか読めません。つまり、運用3号で救われる人で、極端な例を言えば、昭和61年当時に3号になって、すぐに御主人なり御本人の理由で1号になるべき

方が、3号のまま残っていて、そのまま3号が納付済期間として裁定されれば、本来年金額が全く違う方が、いわゆるフルペンション、満額受け取れる、こういうことが可能なんですね。きちっと手続をした方で、時効で納められない方はフルペンションにはならない。こういう方の声ですね。この辺りもやはり思い浮かべてこの説明をすべきであって、これは単に社会保険事務所に寄せられる苦情を恐れればこうなるんでしょうけれども、この1号への種別転換をきちっと勧奨してきた市町村にとっては、非常に迷惑な話だということは一つ言っておきたいと思うんですが、この中でお答えできることがあればお願いします。

【橋本事業管理課長】 市町村のほうでも、国民健康保険のほうの手続との連動の中で、いろいろと御協力をいただきながら、そういった勧奨をさせていただいているというのはよく承知いたしております。また、それが本来想定される姿でありまして、私どもとしても、これからもそういった取組は、私ども年金事務所のほうでも当然でございますし、市町村のほうでもそういった取組をよりしていただきたいと思っております。

こういった取扱いについての不満で、不公平であるという声は、私どものほうにもたくさん寄せられておりますし、そういった取扱いについてのそういった声について考えなかったというわけではもちろんございません。ただ、いろいろな問題を考えていきましたときに、この3号の不整合記録という問題をそのまま放置していくということは、やはりそれは正しくない選択であろうということで、こういった取扱いにせざるを得ないのではないかと考えたということでございます。

【郷原委員長】 先ほど被保険者のほうも届け出なかった落ち度はあるけれども、行政のほうにも問題があったから、だから、こういう措置をとらざるを得ないんだというふうにおっしゃったんですが、行政の怠慢とか、行政の対応に問題があったということをごまかすまでにはっきり認められるのであれば、そのことをもっと早く世の中に開示をして、ちゃんと説明をして、理解を求めなきゃいけないですか。こういうような運用3号という扱いをするということは、我々も含めて、ほとんどの人間は知らなかったんですよ。しかも、聞くところによると、年金事務所の現場でもよく知らない人がたくさんいて、いきなりこういうことになったんだという文書だけ来ている。こんなことでは、まともに現場で対応できるわけもないし、説明できるわけもないし、こういう問題を起こしてしまったことについての厚労省としての真摯な努力が行われているとは到底思えないですよ。

我々、年金業務監視委員会が何のために設置されたかということは、今更申し上げるまでもなく、御理解いただいていると思うんですけども。いろいろな年金に関する問題が

発生したことを受けて、総務省に、年金に関する業務を適切に適法に行っていただくための、こういう機関が設置されたんだと思うんですよ。いつも非常に真摯に対応してもらっていると思っていたんですね。これまでヒアリングのたびに、機構からは理事長、厚労省からは局長が必ず来ていただいて、丁寧に説明してもらっていたので、説明すべきことはちゃんと説明されていると思っていました。今まで記録回復委員会に説明されてから1年近くも、全く我々には何の説明もなかったし、今日も、年金局長は御多忙なのかもしれないんですけども、今までずっと来られていた年金局長が、なぜか今日は来ないんですね。

【古都総務課長】 すみません、それは病気で休んでおりますので、申しわけございません。

【郷原委員長】 そうですか。それは存じ上げませんでした。

少なくともこの問題について、きちんと国民に対して、行政が怠慢だったということをきちんと説明して、謝罪するつもりがあれば、ちょっと私は対応が違うと思うんですけども、いかがですか。

【橋本事業管理課長】 ただいまおしかりいただいた点につきましては、年金業務について委員長のほうで御心配していただいているお気持ちの表れと思いますので、重く受け止めさせていただきたいと思っています。

私どもとしては、オープンな場である回復委員会の場で、オープンな形で議論しながら進めてきているという認識でおりましたので、それ以上の他意があるわけではございません。

【内山政務官】 先ほど高山委員が、政務三役で承認されたことだからあまり責めづらいと、こんなお話をされておりましたけれども、去年のその話のころ、私は与党の筆頭理事でございまして、全く運用3号なんて話は我々の耳にも入ってこなかった。こういうちぐはぐなところもありまして、年金をよく知らない人が、この運用3号の説明を受けても、理解はできないと思いますよ。

さらには、マスコミでも、被害者がいないんだから書きづらいという話もあるようです。でも、本当に被害者はいないんだろうかと言いますと、正規に保険料を払っていない人が、現に年金事務所、社会保険事務所で年金裁定を受けていて、それを取り返すことができないみたいなことを、自らここに書いているわけじゃないですか。受給者裁定のときに確認したにもかかわらず、なぜ今頃になって年金を減らされるんだと。これは、自

ら自分たちの非を認めているんじゃないんですか。国の保険料を受給資格がない人に払うという行為は、やはり国民に被害を与えている行為じゃないんですか。

薄井副理事長、昨年まで厚労省へおられたんですから、どうですか。お考えを聞かせてください。

【薄井副理事長】 年金の記録をきちっと管理をして、それに基づき給付をするというのは、これはもう基本的な考えだと思っております。ただ、これは年金局のほうで整理をされたように、裁定をされたという一種の期待権というか、そういうふうなものを保護するというのも一つの考え方であろうと思っております。先ほど来内山政務官からもお話がありました。例えば、昔のカラ期間ですね、そういうふうなものは、確かに配偶者の記録を出してもらって、どの程度の疎明資料というのはあると思えますけど、そういうふうな形でやってきております。

ただ、昭和61年以降の3号について申し上げますと、一応そのときそのときで記録をきちっと整理をしていくという形で処理をしてきておりますので、実際の裁定のときに、いわゆる3号という客観状態がある状態を踏まえて裁定をしたということかと思っております。もちろん、そこも配偶者の状態とどれくらいそこをチェックするかという、当時の事務の取扱いというのをこちらでも確認してみたいと思っておりますが、そういうようなところも必ずしも十分でなかったというところがあるという御指摘をいただくとすれば、それは反省をしなければいけないと思っております。

いずれにしても、そういうふうなもろもろの状況を考えた中で、年金局のほうも、先ほど事業管理課長のほうから説明いたしましたように、いろいろと考えた上で、こういう整理が完璧ということではないですが、一番整理として考える整理であるということ、去年の春の時点で厚労省で相談をされて整理され、具体的な施行は去年の12月に私どもに御指示をいただいたと、こういうふうに認識いたしております。

【片桐委員】 運用3号の話からは少し離れるんですが、このような比較的規模の大きな問題を現在どれだけ抱えていらっしゃるのかなというような感想を持ちました。それらの問題に対して、現在、解決に向かってどういうステータスにあるのかということを知りたいなというふうに思いました。現在のそういった取組というのが、将来の年金の信頼性向上へ向けて今はどのような方向に進んでいるんだろうかという、率直な感想なんですけれども、そういう気持ちになりました。

【橋本事業管理課長】 いろいろな問題が日々の業務の中で生じているということは間

違いございませんが、私ども自身がまだ気付いていないような問題がもしかしたらあるのかもしれないというところは、それ以上なかなか申し上げられないところがございます。結局、今時点で私どもが認識している最大の問題というのが年金記録問題でございますので、この中で、もともと紙台帳に記録されていたものとオンラインに記録されているものとの間で齟齬が生じていないのかどうかということの突合せ作業というものに全力を挙げて取り組んでいるというのが、今の状況でございます。

【郷原委員長】 これまでの経過を説明していただいた中で、平成10年以降の経過、それから17年以降の経過というのが、最初の説明でありましたよね。もっと早く、この事態に対してこういう措置をとるのであれば、なぜ早く措置がとれなかったんですか。同じことでも、17年の時点でこれをやるのであれば、先ほど言った不公平というのはまだ生じなかったわけですよ。今もう17年から5年間も、そういうまともな裁定をしてきている。今になってこういう措置をとるから大問題になるわけですね。なぜ早くこういう措置がとれなかったんですか。

【橋本事業管理課長】 こういった不整合な状態になっているものがたくさんあるということを指摘する声というのが、一昨年、社会保険庁が廃止される直前に、旧社会保険庁の職員、あるいはOBに対しまして、まだ世間に知られていないような年金記録をめぐる問題点はないかということでアンケート調査を行いました。その中で、こういった夫婦での不整合記録の問題があるということを指摘する声が複数見られました。そういった中で、これは重大な問題であるという認識を私どもとして持ったというところが一つでございます。あわせて、数字上も100万のオーダーでそういう不整合のものが見られるということが分かったのも、ほぼ同じ時期でございました。

そういったことで、取組が遅れたというおしかりはまことにもっともでございますけれども、私どもとしても、認識をしてすぐに動いたつもりでございます。

【郷原委員長】 ただ、先ほどの説明からすると、平成10年以前の時点というのは、ほとんどまともな対応が行われていなかった。ここにも書いてあるように、行政の取組がほとんど行われていなかったわけですね。こういう状況が続いていたということは、いろいろな記録問題が表面化したときに、あらゆる観点から考えていたら、当然分かるはずだと思うんですよ。この時点で年金記録に関する問題は、あらゆる観点から検討して、問題を解決しようとする努力が行われたんだと思っていたんですけども、この時点で気が付かなかったんですかね。

【橋本事業管理課長】 年金記録問題というものが大きな問題になった中で、最初にいろいろ問題として把握されたのが、いわゆる宙に浮いた形になっている、基礎年金番号とひもづいていない年金記録が多数存在するという問題がございました。それから、本来保険料を払ったはずなのに、年金記録にそれが反映されていないという、いわゆる「消えた年金」というふうな形で言われる問題もございました。それから、委員長もよく御承知の、いわゆる標準報酬の遡及訂正という問題もあるということがその後分かってまいりました。そういったいろいろなことを逐次把握をしていく中で、そういった手を順次打たざるを得ないというのが、年金記録問題についてのこれまでの対応の経過であったと思います。ある時点で一斉に問題点を把握するというのがなかなか難しかったというふうなことではないかと思えます。

【岸村委員】 あと、現実的対応ということで、全て納付期間に算入をするという。やはりスタッフに聞きましても、何らかの救済をするにしても、その部分がもう少しバリエーションがあれば、もう少し関係者も説明しやすいといえますか、きちっと届出をしている方も説明しやすい解決策があったのではないかという前向きな話も聞いていまして。例えば、受給している人は、例えば既得権としてそのままいくとか、受給されていない方は、そこで一つの違う手法を取り入れるとか、もしくは何年さかのぼるという部分に制限を設けるとか、もしくは納付にしても、実際にフルに納付したか、あるいは免除のような形をしたか、その辺りの議論が本当にあったのか。要は、最後にこれを決めてしまったので、いろいろな理屈を、この紙のような形で出てきていますが、その辺りにどうしても、その通知が急に出てきたということで、歓迎できないというところにつながっているのではと思うんですが、その辺りはいろいろな検討はされたと思うんですが、なぜその検討が表に出てこなかったのかというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

【橋本事業管理課長】 昨年の3月の段階で決める前に、先ほどちょっと御説明しましたが、年金記録回復委員会の中でいろいろと議論をされる中で、実務家の方々を中心とした検討会という場でのいろいろな議論もいただきまして、その中で、いろいろなバリエーションがある意見も出てまいりました。そういったもろもろのバリエーションのある意見も総合して、私ども、事務当局としても検討させていただきましたし、また、大臣のほうに御相談をするに際しましても、こういったいろいろなお意見があった中で、私どもとしてはこうせざるを得ないのではないかという形で御相談をしながら、最終的に判断をいただいたということがございます。

【吉山委員】 今回の岸村委員の意見にもちょっと絡んでくるんですが、あまりにも唐突な措置だったと思っております。何をするにも、大体国民の方に周知徹底する期間、語りかける期間、こういう手続が漏れているんだからという呼び掛けの期間というのがまず必要だったのではないかと思います。

あと、年金というのは、大体長い期間掛けて将来お金をもらうことであって、大きな改革をするときには、経過措置というのをとりますよね。今回の場合は、平成23年1月1日以降だったらこうなります、救ってあげます、それ以前はだめですよということになりますよね。そうすると、国民の信頼とか、それを裏切ることになるのではないかと思うんですよ。

残念ながら、年金制度は最近不信感が募っているようで、納付率には表れてきていますがけれども、ここで国民の方々からの不信感がまた更に増えていくということ自体は、得策ではないと考えております。

あと、先ほどの行政の対応の話が委員長から出ていましたけれども、第3号の制度ができたのが昭和61年4月で、その後、平成14年4月から、3号の届出を会社がやる。本人に任せておくといけないから、事業主にちょっと負担をかけるかもしれないけれども、入社した人がいて、奥様がいるんだったら、3号に該当するんだったら会社が手続しましょうということになりましたよね。ということは、国民の方々にそれぞれ任せておいた、きちんやりやっていたはずの手続ができていなかったということに、その時点で気が付かれたんじゃないかと思うんですよ。そこで3号の手続をしたなら、今度、やめた手続も呼び掛けたところで皆さんやってくださらない可能性というものが出てきていたのではないかと思います。

今更ここにいらっしゃる方々がその当時関わっていたかどうか分かりませんが、例えば、これからの問題としては、第3号被保険者から外れるときの手続というものを、事業主さんに御負担を掛けますが、喪失届のときに、3号に該当する妻がいたかないかの欄とか、あと、被扶養者の異動届のときに、やはり3号の届出にも回るような用紙を複写の一番下にもう一つ付けるとか、そういう手続を検討なさってはいかがかと思えます。以上です。

【橋本事業管理課長】 いろいろな呼び掛けの期間というものを持つべきではなかったかというふうな御指摘、これもよく分かります。最初に少し申し上げましたように、あまり知られていなかったというところは残念なことではございましたが、私どもとしては、ある意味オープンな形の中で議論をしてきたというふうな認識でございましたので、その中

でこういった過去の背景というものがあって、その中でこういう不整合が生じてきたということも含めて、資料等の中で示してきたつもりでございましたので、若干そのところが国民に伝わっていなかったというところについては反省が残るかというふうに思っております。

それから、平成14年以降の取組の中で、3号に該当したときの届出が事業主経由で提出されるようになったというのは、今委員から御指摘があったとおりでございます。今度は逆に、3号から該当しなくなった、1号になるというときの届出が、逆に事業主からはなされないという形で推移をしているわけでございます。そのところは、本人から市町村のほうに届出をしていただくということで、現在でもそうなっているわけでございますが、この平成14年の制度改正は、地方分権一括法で平成11年に改正をしたときの一つの中身として行ったものでございます。こういった市町村のほうの御負担との兼ね合いの中での議論もございましたし、また、3号に該当するということの届出忘れというものが多発していた中で、それを解決する手段としても導入が検討されたということかと思えます。

3号から外れたときの手続について、もう少し改善の余地があるのではなかろうかという点につきましては、私どもとしても、いろいろな事務手続上のものの中で、最終的には勧奨なり職権による種別変更というものになってくるにせよ、そういった問題がなるべく生じないような、もっと早くの時期に分かるような方法というものをもっととれないかという観点からの検討は、これからもしていきたいと思っておりますし、そういった有効性のある施策については、積極的に取り入れたいと思っております。

【内山政務官】 橋本課長だけにお尋ねして答えていただくのもちょっと気の毒なので、石塚理事に聞きたいんですが、昨年12月15日に諸規定によらない定めという通知が出ていますけれども、これは国民年金法の第7条を上回る、法律を上回ることが合法的にできるんですか。

【石塚理事】 12月15日に本部から各事務所あるいは事務センターに、こういう取扱いをしてほしいという通知を発したのが、今政務官から御指摘のあった通知ですが、その中身自体は、年金局のほうから私どもに対して、運用作業についてはこういう方針でやってくれという御指示をいただいた文書を実務ベースで、その方針に従って、細かい実務手続は機構で考えなくてはいけない部分もありますので、そういう細かい事務手続とあわせて、機構本部から各事務所にお示ししたということでございます。根っこの方針は省でお決めいただき、その指示に従った事務の細目を機構で検討させていただいて、現場に下ろし

たという性格の通知でございます。

【内山政務官】　　ですから、通知は法律を上回ることができるのかということを確認したいんですが、藤原課長、どうですか。

【藤原事業企画課長】　　そういう点で、通知は法律の前提がある中で出すべきものだと思いますし、今回も、そういう点で、本件が通知という形でさせていただくことについて、そこは厚労省としてはよくよく議論した上で出させていただいたという経過でございます。

【内山政務官】　　ですから、これは、完全に法違反なんですよ。ただし書がないんですから。法律を無視してそういう通知を出して処理するということが、処理がおかしいと皆さん声を上げておるわけですよ。だったら、法改正も何も、国会も要らないじゃないですか。御自分たちで都合のいいように通知を出せば何でもできるということではないんですか。どなたか反論していただけますか。

【石井年金管理審議官】　　政務官からは、何でもできることにならないかという厳しい御指摘をただいまちょうだいしましたけれども、もちろん、私どもとしても、何でもできるなどという認識を持っているわけではございません。このたびは私どものほうで、3号でない方を3号という記録を持ち、それをいろいろな機会に、この資料にもございますけれども、ある方の場合には裁定請求にお見えになった場合、あるいは年金相談にお見えになった場合、あるいはねんきん特別便やねんきん定期便で私どもから通知を差し上げる場合、そういういろいろな場面で3号という、私どもが国の側が持っておりました記録を表示をして、その表示を国民の皆様、通知なりを、あるいは相談にお見えになった方からすれば、信頼して、その方々がそういう私どもが表示をしたものを信頼するというのも、それはもったもな状況にあったというこれまでの経緯に鑑みまして、運用の範囲内でこういう通知を出させていただいたという、そういう今回の考え方があっての通知でございますので、冒頭申し上げましたように、何でもできるというようなことで何か融通無碍^{むげ}に考えておるわけではございません。

【内山政務官】　　でも、法違反じゃないんですか。委員で、国民年金法の第7条というのにただし書がないと散々おっしゃっている方がいらっしゃいますよ。それを上回る通知ができるということは、国会も法律改正も要らないということじゃないですか。だったら、こういう大きな問題であれば、国会に投げて、法律改正をして、しっかりと救済すべき者は救済するとか、そういう線引きをすべきじゃないのでしょうか。政務三役の御了解を得たから通知を出すという部類のものではないと私は思うんですが。

【石井年金管理審議官】 資料1の中でも少し触れさせていただきましたが、確かに法改正をもってという考え方があるということは、もう御指摘のとおりでございますが、不整合記録をできる限り早く正しいものに修正していくという上で、今回は通知という形も、許される範囲での通知という手法をとらせていただいたと、こういうことでございます。

【郷原委員長】 法改正をもって対応しようとしてもそれができないと、うまくいかない理由がここに書かれているんですね。4ページの下の方に、「第3号被保険者制度のあり方そのものが議論の対象になることが想定され」と。第3号被保険者制度という制度自体も、そもそもサラリーマンの専業主婦だけが特別扱いされ、自営業者の奥さんとサラリーマンの奥さんとが全然扱いが違うというのが、制度として本当に適切なのかどうかという事は、いろいろと議論があり得るところだと思うんですよ。しかも、専業主婦だけが優遇されること自体も、今の世の中、今の経済社会を考えたときに、本当に適切なのかという議論は当然あると思いますし、これから先何十年にもわたって日本の年金制度を適切に運用していくためには、根本的な議論は折に触れてやらないといけないわけじゃないですか。それが法改正をめぐる議論だと思うんですよ。最終的には今の賦課方式というものの自体も、こういう少子化の時代になってくると全く実態に合わないですよ。

そういったことに関して、最終的には政治が責任を果たさないといけない。政治に責任をとってもらわないといけないという問題提起をするのが官僚の役割じゃないんですか。こんなものは考えようとしても話がややこしくなるとても無理だと、もうそういう法改正につながらないような範囲内で、法律上は非常に問題があるけれども、通知で済ましてしまえと、そういったことが許されるんですか。私は法治主義ということから考えても、法治国家の建前からしても、そういったことは絶対許されないとthinkんです。

先ほどから政務官が言われているように、法律に反しているかどうかを聞いているんです。こういうやり方を、こういう理由で行いましたという答えを求めているんじゃないんですよ。登記とその所有権の関係と同じだと思うんですよ。登記がこうなっているから、この土地はこの人の所有だということで全部法律関係は解決できるか。できないですよ。登記は単なる対抗要件ですよ。記録だって同じじゃないですか。記録が間違っていると判明したら、それは当然正す、改めるのが当たり前であって、それをしないという不作為は、これは明らかに違法です。不作為の上で払うということは、許容できるわけがないです。法律に基づく行政の範囲を完全に逸脱した措置だと思います。そこに対して明確に答えていただきたいんです。先ほどから聞いているのはそういうことなんですよ。

【石井年金管理審議官】 まず委員長から、3号制度、非常に問題を含んだ制度であるという御指摘がございました。かねてより確かにそういう大きな指摘をちょうだいしておるといのも認識しておりますし、そもそも3号制度、昭和61年の大改正の際に、当時の言葉で申し上げれば、婦人の年金権の確立ということで新たに導入された制度でございます。ただ、それからもうかなりの年月がたち、いろいろと女性の就業という面でも、当時とは大きく変わっておりますから、そういう現在の状況に照らし、あるいは、与党におかれての大きな新しい年金制度を打ち立てていくという御方針にも照らし、この3号制度を今後どうしていくのかというのが、検討の必要のある大事なテーマだということは認識しております。

ですから、先ほど申し上げた資料1の記述が、3号制度を見直すのが嫌で、あるいは、それをしないという前提でどうこうということではなく、そういう大きな、政府・与党の中で今後進んでいく新しい年金制度の検討の中で、それはそれで進んでいくというふうに、あるいは、私どもも年金局で仕事をする者として進めていかなければならないと、そこは認識しております。ただ、それはまだ今分かっている状況で申し上げれば、具体的にいつ頃法案を出ささせていただいて、それをお認めいただけるかというめどがなかなか見通しが立ちにくい、そういう中で、取り急ぎ不整合記録を是正する必要があるテーマに着手するには、通知という手法をとらせていただいた、そういう趣旨で資料にも書かせていただいている次第でございます。

それで、3号の記録を、先ほど申し上げましたように、国の側で、実態は1号の方であるにもかかわらず3号という形で管理をし、先ほど申し上げたように表示をしてきた、そのことで、国民の側にそのことについての信頼というのが生まれている、その信頼を保護する必要があるということで、今回の措置をとらせていただき、そのことで違法であるという点の御指摘は、私どもの認識としては、これは当たらないものと考えている次第でございます。

【郷原委員長】 信頼して、信頼したがためにこういうことをしたとか、こういうことをすべきだったのにしなかったとか、その後の行動に影響したのなら分かるんですよ。そうじゃないんですよ。もらえると思っていた。保険料は払っていないけども、もらえるものだという期待感を持っていただけじゃないですか。私は、そのことと、実際にきちんと手続した人の期待感と、どうしてそこを区別できるのかというのが、先ほどから言っているように、全く分からないです。

ちょっと厳しい言い方をさせてもらおうと、要するに、混乱回避というのは、混乱をさせたくない、現場であまりたくさんの人たちから文句を言われるようにしたくないから、国民全体、被保険者全体が払った保険料からたくさんお金をばらまけば、それでみんな文句言わないだろうと、そういうような考え方だと思えないんですよ。多少は混乱しても、筋を通して、法律に基づく記録の回復と給付をしていく、こういう姿勢を貫くべきじゃないですか。

【石井年金管理審議官】 確かに、混乱ということで御説明をしたくだりはございますが、その大もとは、私ども心配いたしましたのは、老後の生活、現に年金受給生活に入っておられる方々、あるいは、間もなくお迎えになる方々、そういう方々がいらっしゃる中で、生活の安定というのが損なわれることをもって、その混乱が起こされると、そういうことでございますので、現場の窓口での混乱の前提のことで申し上げたかったわけがございます。

【内山政務官】 法令遵守、コンプライアンスとよく言われますけれども、でも、これはやはり法令遵守だとは、私は、くどいようですけども、思わないですよ。諸規定によらないとわざわざ書いているというのは、そもそもよりどころとなるものがないという法律違反じゃないですか。行政の裁量って、そんなものがあるんですか。その根拠を示してくださいよ。

【石井年金管理審議官】 昨年1月から日本年金機構が発足し、厚生労働大臣が担当させていただいております年金制度の運営の多くのものを、法律上、年金機構に事務を委託をしたり、権限を委任したりしております。そういう私ども厚生労働省として年金機構に事務の委託、権限の委任をしておる中で、今回、こういう課題に取り組む上での必要な通知を出したということでございます。それを受けて、機構が、指示文書のタイトルで諸規定によらないというのが、機構内部の文書の出し方の上でのルールといたしますか、その上でそういう表現があるんだと思いますけれども、私どもが年金制度を運営する上での必要な対応を年金機構にお願いをした、それを受けての機構本部からの指示文書ということでございます。

【内山政務官】 その答弁はもたないですよ。それ、論理が矛盾していますよ。これはやはり大きな問題だと思いますね。そもそも先ほどの、くどいようですが、受給者に関しては、裁定のときに確認したから、今になって年金を減らすことができない。これはやはり裁定したときのミスがあるわけですよ。当然、それは認めるべきなんですよ。間違っ

て裁定をしてしまって、年金を払ってしまったんだったら、本当は、それは取り消して、取り戻せないんだったら、それは弁済すべきなんじゃないですか。やはりそういう根本的なところに戻さなければ、これは、まじめにやった人からもうんとクレームが、年金事務所に行くことになりますよ。更に混乱をすると。どっちを取ったらいいんですか。

【薄井副理事長】 年金制度、実際に仕事をする上で、やっぱり制度に対する信頼というのは、御指摘のように、非常に大事だと思っております。ただ、もろもろ、それぞれあって、確かにそういうことで裁定した、そのときに3号という記録がある状態で、十分確認をせずに、配偶者の状態まで確認せずに裁定したというのは、確かにそのときに問題がなかったかと言われると、おっしゃる御指摘はあると思います。ただ、今置かれている状況、そういう形で裁定をし、あるいは定期便とか特別便ということで、あなたの記録はこうですよということで、こうやってお知らせをしてきたことをどう私どもとして受けとめるかという話だというふうに思っております。

もちろん、現場で説明する際に、先ほど来話題になっておりますような、いわばきちっと届出をされた方とのバランスとか、そういう御議論はありますけれども、そこはお手元に資料2で配らせていただきましたが、もろもろ考え方はある中で、こういう形で年金局のほうから指示をいただきながら整理をしてきている、こういうことを私ども現場にも十分伝えていきたい、こういうふうに考えております。

【内山政務官】 くだいようですが、法令遵守をどういうふうに考えますか。

【薄井副理事長】 法令遵守ということについては、私ども機構で勝手に制度はできませんので、今回の取扱いも、年金機構のほうでこういうことでやるということではなくて、年金局からいただいた指示に基づいて、法律の有権解釈権は年金局にありますから、その運用の中で私どももいただいた指示に基づいてやっているというふうに認識をいたしております。

【郷原委員長】 予定している時間も残りわずかなんですが、我々からいろいろお聞きしたことに對して、どうも十分に納得できる説明がいただけたようには、私個人は思いません。おそらくそれは国民全体から見ても、この措置に對して、おそらく同じ感想、印象を持たれているんじゃないかと思えます。ですから、とにかく年金制度に對する信頼、制度と運用に對する信頼を今後も確保しないと、そもそもこの制度はやっていけないという観点から、どうすべきかということを考えるべきだと思いますし、あとは委員会の中でもまたこの問題に對しての議論をさせていただこうと思っております。

【村岡委員】 一点よろしいですか。内山政務官にお願いなのですが、先週の土曜日の朝、特定の放送局の名前を挙げていいのかわかりませんが、TBSテレビの朝の「サタデーずばッと」という番組で、いみじくもこの問題が取り上げられたんですね。そこには社民党の福島党首と、自民党の山本議員と、それから、民主党から渡辺議員が出ておられて、この問題はきっちりと国会で議論しますということを明言されていたので、もしできましたら、今の雰囲気も渡辺議員にお伝えいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【内山政務官】 はい、必ず伝えます。

【郷原委員長】 それでは、本日の議事は以上で終わりたいと思います。今後もこの問題については、引き続き慎重に議論していきたいと思います。

それでは、厚労省と年金機構の方、御退室いただいて結構です。

報道・傍聴人の方々も御退室ください。

以上